

対象用具及び対象者

種別	種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
介護・訓練用支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として3歳以上の者 ※じょくそう防止マットと重複して給付できないものとする。	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	30,000円
	じょくそう防止マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障害者（児）で、自力で寝返り	じょくそう予防のためのものであって、送風装置若しくは空気圧調整装置を備えた空気マット又は水等によって減圧による体圧分散効果を有するもの	5年	80,000円

		<p>が行えず、じょくそうを発症している者又はそのおそれがある者。ただし、原則として3歳以上の者</p> <p>※特殊マットと重複して給付できないものとする。</p>			
	特殊尿器	<p>下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者</p>	<p>尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの</p>	5年	67,000円
	入浴担架	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者</p>	<p>身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの</p>	5年	82,400円
	体位変換器	<p>下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者</p>	<p>介助者が身体障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの</p>	5年	15,000円

	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし原則として３歳以上の者	介護者が身体障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	４年	159,000円
	移動用リフト用吊り具	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし原則として３歳以上の者	移動用リフトと一体的に使用するもの	４年	39,000円
	訓練椅子	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則３歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	５年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則学齢児以上の者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	８年	159,200円
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として３歳以上の者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	８年	90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。	身体障害者（児）が容易に使用し得るもので手すりをつけることが	８年	10,000円

		ただし、原則として学齢児以上の者	できる（児にあっては手すりつきのもの）もの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者。	身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	3年	4,683円 ※1本当たりの金額で、両側に必要な場合は2本まで交付できる
	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。身体障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	60,000円
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの	3年	

		で頻繁に転倒するおそれのある身体障害者（児）。又は、重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの		ア16,112円 イ38,955円 レディメイドは上記の80%の範囲内の額とする。
特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障害者（児）を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円	
火災警報器	障害等級2級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）であってそれぞれ火災発生感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円	
自動消火器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円	

		帯			
	電磁調理器	視覚障害2級以上の視覚障害者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級以上の聴覚障害者(児)で聴覚障害者(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上の身体障害者(児)。ただし、原則として3歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	53,000円
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(児)であって、	身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式た			5年	56,400円

	ん吸引器	必要と認められる者。ただし、原則として学齢児以上の者			
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者(児)		10年	17,000円
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
	視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者(児)。ただし、原則として学齢児	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者(児)が容易に使用し得るもの	5年	98,800円

		以上の者			
	情報・通信支援用具	上肢機能障害2級 又は視覚障害2級 以上の身体障害者 (児)	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト上肢機能障害者(児) インテリキー、ジョイスティック等視覚障害者(児) 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	6年	100,000円
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する(原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2級以上)身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
	点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)。原則として学齢児以上の者	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1)標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2)携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製		
7年				(1)標準型 ア11,024円 イ 6,996円	
5年				(2)携帯用 ア 7,632円 イ 1,749円	

			ク製		
	点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	ア 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの イ 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年	ア録音再生 85,000円 イ再生専用 35,000円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	6年	99,800円

視覚障害者用読書器	視覚に障害を有する視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの又は、撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	8年	198,000円
視覚障害者用時計	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	10年	触読式 10,600円 音声式 13,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用できるもの	5年	71,000円
聴覚障害者用情報	聴覚障害者（児）であって、本装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用	6年	88,900円

受信装置	によりテレビの視聴が可能になる者	番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの		
人工喉頭	喉頭摘出者	<p>笛式 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p>	4年	<p>笛式 5,300円 (気管カニューレ付きは3,286円増し。)</p>
福祉電話 (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの	—	83,300円

		手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、電話（福祉電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	—	7,700円
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者（原則として2級以上）	点字により作成された図書	—	一般図書価格との差額相当額（年間6タイトル又は24巻を限度とする）
	視覚障害者用地デ	視覚障害者2級以上。ただし、原則	地上デジタル放送のテレビ音声を受信可能な	6年	29,000円

	ラジ対応 ジオ	として学齢児以上の者	もので、視覚障害者（児）が容易に操作できるもの		
排泄管理支援用具	ストマ装具（蓄便袋）	人工肛門造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋。別表2に掲げる付属品を含む。基準額はストマ造設1か所あたりの額とする。	—	月額9,116円
	ストマ装具（蓄尿袋）	人工膀胱造設者	低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの。別表2に掲げる付属品を含む。基準額はストマ造設1か所あたりの額とする。	—	月額11,978円
	紙おむつ等	ストマの著しい変形等によりストマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品	—	月額12,000円
	洗腸用具	直腸機能障害者であって、洗腸排便	洗腸排便法を行う際に必要となる器具	6ヶ月	12,000円

		法を行っている者			
	収尿器	高度の排尿機能障害	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	1年	男性用 普通型 8,162円 簡易型 6,042円 女性用 普通型 9,010円 簡易型 6,254円 簡易型は採尿袋20枚を1組とする。
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	町長が別に定める。			

(注)

1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

別表 2

品目名	用途
皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ	ストマ周辺のしわ・くぼみによる凹凸を埋めて皮膚の表面を平坦にし、皮膚保護剤面板の粘着を助長し、排泄物の漏れを防止するもの
皮膚保護パウダー	ストマ周辺の皮膚が湿り、皮膚保護剤面板が粘着しない場合、振りかけて皮膚を保護、密着させ、排泄物の皮膚への付着を防止するもの
皮膚保護ウエハー	成形可能な皮膚保護剤で、ストマ周辺のしわ・くぼみによる凹凸を埋めて皮膚の表面を平坦にし、皮膚保護剤面板の密着性を高めるもの
固定用ベルト	ストマ袋の部分を固定し、脱落を防止するもの
サージカルテープ	ストマ装具の皮膚保護剤面板の皮膚への密着を助長する、かぶれにくい粘着性のテープ
コンベックスインサート	ストマ周辺の皮膚と皮膚保護剤面板を密着させるため、面板にはめ込むリング状の部品で、排泄物の漏れを防止するもの
剥離剤（リムーバー）	皮膚保護剤、サージカルテープなど粘着力が強い場合に、皮膚に刺激を与えずに剥がす液体
皮膚被膜剤（スキンバリア）	排泄物などの刺激を防ぐために、皮膚に塗って被膜を作るもの
レッグバック（下肢装着用蓄尿袋）	長時間排泄処理ができないときに使用する蓄尿量の多い袋
ナイトドレーナージバッグ（夜間用蓄尿袋）	長時間排泄処理ができないときや夜間などに使用する蓄尿量の多い袋
ストマ袋カバー（パウチカバー）	発汗により、パウチ部分が蒸れをおこして皮膚に真菌などが発生することを防ぐために、パウチに被せて汗を吸収するもの

皮膚保護剤穴あけ専用はさみ	皮膚保護剤面板の中心部分を、ストマの大きさに合わせて穴を開けるための専用のはさみ
消臭剤	パウチ内の排泄物の臭いを脱臭するために、パウチの中に入れて使用するもの

備考 排泄管理支援用具における「ストマ装具（蓄便袋）」及び「ストマ装具（蓄尿袋）」の給付に当たっては、付属品を含めて給付できるものとする。基準額にはこれらを含むものとし、付属品のみの給付は行わないものとする。

対象用具及び対象者（難病等を有する方）

種目	対象者	性能	耐用年数	基準額
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
特殊マット	寝たきりの状態にある者 ※じょくそう防止マットと重複して給付できないものとする。	じょくそうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	30,000円
じょくそう防止マット	寝たきりの状態にある者で、自力で寝返りが行えず、じょくそうを発症している者又はそのおそれがある者 ※特殊マットと重複して給付できないものとする。	じょくそう予防のためのものであって、送風装置若しくは空気圧調整装置を備えた空気マット又は水等によって減圧による体圧分散効果を有するもの	5年	80,000円

特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が難病患者等の体位を交換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	4年	159,000円
移動用リフト用吊り具	下肢又は体幹機能に障害のある者	移動用リフトと一体的に使用するもの	4年	39,000円
訓練用ベット	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの	8年	90,000円
便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）	8年	10,000円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害のある者で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年	60,000円

		ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの（取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）	8年	151,200円
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	6年	157,500円
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	200,000円